

## 施設の使用に関するきまり

都立学校開放事業運営委員長  
東京都立蔵前工科高等学校長

- 1 指定の門から責任者と一緒に団体単位で出入りしてください。開放時間途中における個人単位の出入りの際は必ず管理指導員に報告し、確認を得てください。
- 2 学校施設使用当日、団体責任者は使用承認書及び使用団体登録証を管理指導員に提示し、確認を得てください。
- 3 1回の使用時間は、準備から後始末の時間を含みます。使用時間を厳守してください。
- 4 **自動車での来校は禁止します（承認の取消し及び今後の施設開放を全面的に取り止めることとなります）。**
- 5 自転車は、指定された場所に置いてください。
- 6 使用の前後を含め施設使用の際は近隣にお住まいの方へのご配慮をお願いします。
- 7 使用を許可された施設以外への立入りは厳禁とします。
- 8 使用中に、学校の施設・設備等を破損したときは、直ちに管理指導員に申し出て、管理指導員の指示に従ってください。
- 9 校内での営業行為及び業者の出入りは禁止します。
- 10 事前に登録した登録団体構成員以外の者は、原則、校内に立入りはできません。
- 11 練習試合等で使用する場合、対戦相手のメンバーについては、当日対戦相手の責任者が管理してください。
- 12 施設使用の際は学校で定められた靴を使用してください。  
**（グラウンドはスパイクの使用及び立入り禁止）**
- 13 学校の電話を、呼出し、連絡等に使用することはできません。
- 14 使用後は、必ず清掃、用具の復元等を行い、学校教育に支障のないよう現状を回復してください。
- 15 敷地内は、禁煙です。また、ごみ・ペットボトル・空き缶類は持ち帰ってください。
- 16 使用終了時に、使用人数、備品・施設の異常・事故の有無を管理指導員に報告してください。
- 17 その他、管理指導員の施設管理・安全・使用上の注意・指導・指示に従ってください。
- 18 トイレの使用については以下のとおりとします。
  - (1) 使用可能場所は、3号館1階 男子・女子トイレ（別紙「学校配置図」参照）とします。校舎内のトイレは使用できません。
  - (2) 使用可能時間は、施設開放時間内（開放日の8時30分～16時）とします。
  - (3) ペーパー等消耗品の過度な使用および持ち出しはご遠慮下さい。
  - (4) 以上に掲げた事項や、トイレ施設・設備の破損及び汚れ具合が著しい場合は、使用を禁止します。

以上の事項に違反した場合、学校開放事業運営委員会の審査に付し、運営委員会の決める一定期間の使用を禁止し、又は、団体の登録を取り消すこともあります。

なお、学校教育上支障が生じた場合、使用承認を変更し、または取消すことがあります。